

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第84号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(書類の経由) 第24条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる条項に規定する同表の右欄に掲げる申請書等（当該申請書等の添付図書及び添付書類を含む。）の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。		(書類の経由) 第24条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる条項に規定する同表の右欄に掲げる申請書等（当該申請書等の添付図書及び添付書類を含む。）の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。	
条 項	申請書等	条 項	申請書等
[略]		[略]	
省令第8条の2 第1項	計画変更通知書（建築物）（省令別記第四十二号の二様式）	省令第8条の2 の2	計画変更通知書（建築物）（省令別記第四十二号の二様式） 工事完了通知書（省令別記第四十二号の十三様式） 特定工程工事終了通知書（省令別記第四十二号の十七様式） 仮使用認定申請書（省令別記第四十二号の二十様式） 仮使用認定申請書（省令別記第四十二号の二十一様式）
省令第8条の2 第5項	[略]	省令第8条の2 の4	工事完了通知書（省令別記第四十二号の十四様式）
省令第8条の2 第6項	[略]	省令第8条の2 の5第1項	[略]
省令第8条の2 第13項	工事完了通知書（省令別記第四十二号の十三様式）	省令第8条の2 の6第1項	[略]
省令第8条の2 第14項	工事完了通知書（省令別記第四十二号の十四様式）		
省令第8条の2 第17項	特定工程工事終了通知書（省令別記第四十二号の十七様式）		
省令第8条の2 第20項	仮使用認定申請書（省令別記第四十二号の二十様式） 仮使用認定申請書（省令別記第四十二号の二十一様式）		

	<u>号の二十一様式)</u>		
省令第11条の2 第1項	[略]	省令第11条の2 第1項	[略]
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。